

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成18年12月22日適當と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年1月16日から同年2月5日まで縦覧に供する。

平成19年1月9日

香川県知事 真鍋武紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
久保地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 久保地区	丸亀市産業部土地改良課
切池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 切池地区	〃
深谷池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 深谷池地区	〃
遠田地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 遠田地区	〃
播磨湯1号地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 播磨湯1号地区	〃